

仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、仙台・東北地域において、行政・大学・経済団体等の関係機関が一体となってスタートアップ企業を生み育てる環境を整備することを通じて、スタートアップ・エコシステムの形成を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ企業 革新的なビジネスモデルの構築等により、急成長を目指す企業をいう。
- (2) スタートアップ・エコシステム スタートアップ企業が自律的、連続的に生み出される仕組みをいう。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スタートアップ・エコシステム形成に向けた活動に関する事
- (2) スタートアップ企業支援施策の情報集約及び共有並びに国内外への発信に関する事
- (3) その他、スタートアップ企業の支援に関する事

(組織)

第5条 協議会は、次の会員により組織する。

- (1) 第1号会員

別表第1のとおりとする。

- (2) 第2号会員

仙台・東北地域のスタートアップ企業又はその支援者である団体・企業に属する者等で、第1号会員1名以上の推薦を得た上で、協議会において承認されたものとする。

2 第1号会員が別表第1に掲げる役職を離れたときは、その役職の後任者が会員となる。

(会費)

第6条 会員の会費は、これを徴収しない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 会長は、仙台市長をもって充てる。

3 副会長は、第1号会員のうちから協議会の同意を得て会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(総会)

第9条 協議会の総会は、第5条の第1号会員をもって構成する。

- 2 会長は、総会を招集し、その議長となる。
- 3 協議会は、第1号会員の過半数が出席しなければ総会を開くことができない。
- 4 第1号会員は、会議に出席できないときは、代理のものを会議に出席させることができる。
- 5 協議会の議事は、総会に出席した第1号会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、総会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 会員は、本会の活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(部会)

第11条 会長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会において部会が検討すべきとされた事項について調査検討し、その結果を協議会に報告するものとする。
- 3 部会についての必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、仙台市経済局に置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は会長が定める。

(解散)

第13条 協議会は、第2条の目的を達成したときに解散する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年12月10日から施行する。

附 則 (令和4年7月14日改正)

この改正は、令和4年7月14日から実施する。

第1号会員(発起人団体・12団体)	
組織名称	備考
仙台市	会長組織
国立大学法人 東北大学	副会長組織
一般社団法人 東北経済連合会	副会長組織
一般社団法人 仙台経済同友会	副会長組織
経済産業省 東北経済産業局	
株式会社 七十七銀行	
公益財団法人 仙台市産業振興事業団	
仙台商工会議所	
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部	
宮城県	
一般社団法人 IMPACT Foundation Japan	
株式会社 MAKOTO キャピタル	